

平成31年4月1日

宮城県内旅客自動車運送事業者 各位

国土交通省東北運輸局宮城運輸支局

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別紙のとおり平成31年3月28日付けで改正されましたので、貴社におかれましても取扱いに遺漏なきようお願いいたします。

新	旧
国自総第446号	国自総第446号
国自旅第161号	国自旅第161号
国自整第149号	国自整第149号
平成14年1月30日	平成14年1月30日
一部改正 国自総第120号	一部改正 国自総第120号
国自旅第46号	国自旅第46号
国自整第47号	国自整第47号
平成14年6月28日	平成14年6月28日
一部改正 国自総第286号	一部改正 国自総第286号
国自旅第132号	国自旅第132号
国自整第114号	国自整第114号
平成14年10月1日	平成14年10月1日
一部改正 国自総第540号	一部改正 国自総第540号
国自旅第243号	国自旅第243号
国自整第226号	国自整第226号
平成15年3月31日	平成15年3月31日
一部改正 国自総第553号	一部改正 国自総第553号
国自旅第263号	国自旅第263号
国自整第186号	国自整第186号
平成16年3月29日	平成16年3月29日
一部改正 国自総第392号	一部改正 国自総第392号
国自旅第185号	国自旅第185号
国自整第83号	国自整第83号
平成17年12月5日	平成17年12月5日
一部改正 国自総第329号	一部改正 国自総第329号
国自旅第187号	国自旅第187号
国自整第95号	国自整第95号
平成18年9月29日	平成18年9月29日
一部改正 国自総第587号	一部改正 国自総第587号
国自旅第328号	国自旅第328号
国自整第179号	国自整第179号
平成19年3月30日	平成19年3月30日
一部改正 国自安第29号	一部改正 国自安第29号
国自旅第82号	国自旅第82号
国自整第42号	国自整第42号
平成20年6月11日	平成20年6月11日
一部改正 国自安第54号	一部改正 国自安第54号
国自旅第120号	国自旅第120号

国自整第 47号  
平成20年 9月28日  
一部改正 国自安第117号  
国自旅第194号  
国自整第 91号  
平成21年 11月20日  
一部改正 国自安第 6号  
国自旅第 8号  
国自整第 6号  
平成22年 4月28日  
一部改正 国自安第170号  
国自旅第246号  
国自整第145号  
平成23年 3月31日  
一部改正 国自安第 76号  
国自旅第169号  
国自整第147号  
平成24年 4月16日  
一部改正 国自安第 34号  
国自旅第206号  
国自整第 56号  
平成24年 6月29日  
一部改正 国自安第 48号  
国自旅第223号  
国自整第 70号  
平成24年 7月18日  
一部改正 国自安第105号  
国自旅第331号  
国自整第158号  
平成24年 11月22日  
一部改正 国自安第 16号  
国自旅第 14号  
国自整第 24号  
平成25年 5月15日  
一部改正 国自安第 70号  
国自旅第 82号  
国自整第 84号  
平成25年 7月26日  
一部改正 国自安第127号  
国自旅第203号

国自整第 47号  
平成20年 9月28日  
一部改正 国自安第117号  
国自旅第194号  
国自整第 91号  
平成21年 11月20日  
一部改正 国自安第 6号  
国自旅第 8号  
国自整第 6号  
平成22年 4月28日  
一部改正 国自安第170号  
国自旅第246号  
国自整第145号  
平成23年 3月31日  
一部改正 国自安第 76号  
国自旅第169号  
国自整第147号  
平成24年 4月16日  
一部改正 国自安第 34号  
国自旅第206号  
国自整第 56号  
平成24年 6月29日  
一部改正 国自安第 48号  
国自旅第223号  
国自整第 70号  
平成24年 7月18日  
一部改正 国自安第105号  
国自旅第331号  
国自整第158号  
平成24年 11月22日  
一部改正 国自安第 16号  
国自旅第 14号  
国自整第 24号  
平成25年 5月15日  
一部改正 国自安第 70号  
国自旅第 82号  
国自整第 84号  
平成25年 7月26日  
一部改正 国自安第127号  
国自旅第203号

国自整第148号  
平成25年8月23日  
一部改正 国自安第209号  
国自旅第343号  
国自整第243号  
平成25年12月16日  
一部改正 国自安第312号  
国自旅第623号  
国自整第398号  
平成26年3月31日  
一部改正 国自安第155号  
国自旅第229号  
国自整第239号  
平成27年11月9日  
一部改正 国自安第112号  
国自旅第153号  
国自整第161号  
平成28年9月8日  
一部改正 国自安第161号  
国自旅第233号  
国自整第225号  
平成28年11月17日  
一部改正 国自安第264号  
国自旅第405号  
国自整第380号  
平成29年3月17日  
一部改正 国自安第112号  
国自旅第162号  
国自整第169号  
平成29年9月29日  
一部改正 国自旅第241号  
平成29年12月27日  
一部改正 国自安第266号  
国自旅第339号  
国自整第361号  
平成30年3月30日  
一部改正 国自安第9号  
国自旅第31号  
国自整第24号  
平成30年4月20日

国自整第148号  
平成25年8月23日  
一部改正 国自安第209号  
国自旅第343号  
国自整第243号  
平成25年12月16日  
一部改正 国自安第312号  
国自旅第623号  
国自整第398号  
平成26年3月31日  
一部改正 国自安第155号  
国自旅第229号  
国自整第239号  
平成27年11月9日  
一部改定 国自安第112号  
国自旅第153号  
国自整第161号  
平成28年9月8日  
一部改正 国自安第161号  
国自旅第233号  
国自整第225号  
平成28年11月17日  
一部改正 国自安第264号  
国自旅第405号  
国自整第380号  
平成29年3月17日  
一部改正 国自安第112号  
国自旅第162号  
国自整第169号  
平成29年9月29日  
一部改正 国自旅第241号  
平成29年12月27日  
一部改正 国自安第266号  
国自旅第339号  
国自整第361号  
平成30年3月30日  
一部改正 国自安第9号  
国自旅第31号  
国自整第24号  
平成30年4月20日

最終改正 国自安第234号  
国自旅第301号  
国自整第320号  
平成31年 3月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局旅客課長  
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

#### 第46条 整備管理者の研修

- (1) 本条は、事業者が選任した整備管理者であって本条で定める者に、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が行う研修を必ず受講させるべきことを定めたものであり、事業者において受講状況を適切に管理し、研修を受講させるよう指導すること。
- (2) 「整備管理者として新たに選任した者」とは、当該事業者において整備管理者として初めて選任された者のことをいい、当該事業者において、過去に整備管理者として選任されていた者や他の使用の本拠の位置で選任されていた者は、これに該当しない。
- (3) 整備管理者として新たに選任した者について、選任した日の属する年度の翌年度の末日までに研修を受講させるよう指導すること。
- (4) 「最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者」については、最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌々年度の末日までに受講させるよう指導すること。ただし、当該事業者において過去に整備管理者として選任されていた者が、その後当該事業者において整備管理者として再選任された場合であって、当該選任した日において、当該年度に予定されていた研修が全て終了している場合等のやむを得ない理由があるときは、当該選任した日の属する年度の翌年度の末日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局旅客課長  
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

#### 第46条 整備管理者の研修

事業者に対し、地方運輸局長から整備管理者に研修を受講させるように通知があった場合、必ず受講させるべきことを定めたものであり、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）において最近の受講状況を確認し受講させること。

までに研修を受講させるよう指導すること。

## 第52条 物品の持込制限

(1) 第10号の「刃物」の定義、梱包の方法及び梱包状態等の確認については、「刃物をバス・タクシーの車内に持ち込む際の梱包方法についてのガイドライン」(平成31年1月国土交通省自動車局)の定めるところによるものとする。

刃物をバス・タクシーの車内に持ち込む際の  
梱包方法についてのガイドライン

### 本ガイドラインの公表の目的について

国土交通省では、平成30年6月9日に発生した東海道新幹線のぞみ号車内殺傷事件を受けて、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)を改正し、乗合バス車内へ持ち込んではならない物品として刃物を追加したところである。具体的には、刃物の中には、文房具に代表されるように、日常生活あるいは社会生活における必要性から携帯されているものも多いため、利用者の利便性にも鑑み、他の利用者に危害を及ぼすおそれがないように梱包されたものを除いて、車内への持込みが禁止される旨を明確化したものである。

他方、一口に刃物といっても、その刃渡りや構造等は様々であり、これに由来する殺傷能力・危険性も一様ではない。このため、刃物を他の利用者に危害を及ぼすおそれがないように梱包するに当たっては、これらを考慮した上で個別具体的なケースに応じて梱包方法を選択する必要がある。

今般の規則改正により、貸切バス及びタクシーについても、道路運送法に基づく標準運送約款において、適切に梱包されていない刃物を旅客が携帯している場合に事業者が運送の引受け等を拒絶できるとなり、本ガイドラインは、刃物の梱包方法について、典型的な例や考え方を示すことにより、バス・タクシーの車内における危険の発生を未然に防止しつつ、利用者が手荷物として刃物を危険なく運搬することを可能とし、利用者の利便性も保つための一助となることを目的として定められたものである。

## 第52条 物品の持込制限

(新設)

## 第1 刃物とは

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第52条の「刃物」とは、その用法において人を殺傷する性能を有し、鋼又はこれと同等程度の物質的性能（硬度・曲げへの強さ）を有する材質でできている片刃又は両刃の器物で刀剣類<sup>1</sup>以外のものをいう。

<主な刃物>

・包丁類、ナイフ類（カッターナイフを含む。）、牛刀、山刀、くり小刀、なた、鎌、はさみ、のこぎりなど

※セラミック製のものも「刃物」に該当する。

## 第2 梱包の方法について

### （1）刃渡り6cmを超える刃物<sup>2</sup>

刃渡り6cmを超える刃物は、悪意を持って使用される、又は意図せず誤って他の利用者に刺さる等した場合、死傷等の重大な結果を招く危険性が特に高いものであることから、車内にこれらを持ち込むに当たっては、直ちに取り出して使用できないような状態にしておくことが必要である。

これらについて、他の利用者に危害を及ぼすおそれがないような梱包方法の具体的な例としては、以下のものが考えられる。

・刃先をさやケース（プラスチック製、革製のもの等）に収納する、又は段ボール等で刃先を覆った上で、刃物全体を新聞紙等で包装し、持ち運ぶ際に刃物が飛び出さないよう丈夫な袋や箱、カバンにしまっておく。

・小売店等において購入した際の梱包状態が保持されている。

### （2）刃渡り6cm以下の刃物<sup>3</sup>

これらの刃物は、（1）で挙げたものほどの危険性を有するものではなく、また、日常一般に携帯する可能性が高いものではあるが、車内が、不特定多数の人が利用する閉鎖された空間であることに鑑み、他の利用者に恐怖感等を与えることなく、利用者が安心してバス・タクシーを利用できるようにするためにも、車内では使用せず、袋等に収納しておくことが必要である。

これらについて、他の利用者に危害を及ぼすおそれがないような梱包方法の具体的な例としては、以下のものが考えられる。

- ・カッターナイフの刃先をしまい、ペンケースの中に収納しておく。

### 第3 刃物の梱包状態等の確認について

乗務員は、全ての利用者が安心してバス・タクシーを利用できるように、本ガイドライン及び運送約款の定めるところにより、必要に応じて刃物の梱包状態等の明示を求める場合がある。

<sup>1</sup> 刀剣類とは、

- ・刃渡り15cm以上の刀、やり及びなぎなた
- ・刃渡り5.5cm以上の剣、あいくち
- ・45度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ（刃渡り5.5cm以下の飛出しナイフで、開刃した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であってみねの先端部が丸みを帯び、かつ、みねの上における切先から直線で1cmの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して60度以上の角度で交わるものを除く。）

をいう。（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第2条第2項）

刀剣類は、銃刀法第3条第1項により、原則として所持そのものが禁止されている。

<sup>2</sup> 刃渡り6cmを超える刃物を正当な理由なく携帯することは、銃刀法第22条においても、原則として、禁止されている。（違反した者は、第31条の18第3号の規定により、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金の刑に処せられる。）

<sup>3</sup> 次に掲げるものは、本ガイドライン中では刃渡り6cm以下の刃物とみなす。

- ・刃渡り8cm以下で、刃体の先端部が著しく鋭くはない、又は、刃が鋭利ではないはさみ
- ・刃渡り8cm以下で、刃体の幅が1.5cm以下で、刃体の厚みが0.25cm以下で、かつ、開刃した刃体をさやに固定させる装置を有しない折りたたみ式のナイフ
- ・刃渡り8cm以下で、刃体の厚みが0.15cm以下で、かつ、刃体の先端部が丸みを帯びているくだものナイフ
- ・刃渡り7cm以下で、刃体の幅が2cm以下で、かつ、刃体の厚みが0.2cm以下の切出し



(2) 第14号の「これと同等の能力を有すると認められる犬」とは、外国の法令等により認められている盲導犬、介助犬、聴導犬等を想定しているものである。

第13号の「これと同等の能力を有すると認められる犬」とは、外国の法令等により認められている盲導犬、介助犬、聴導犬等を想定しているものである。

附 則

改正後の通達は、平成31年4月1日から施行する。